

# 第5回IPPC総会（CPM-5）に向けて

農林水産省

消費・安全局 消費・安全政策課

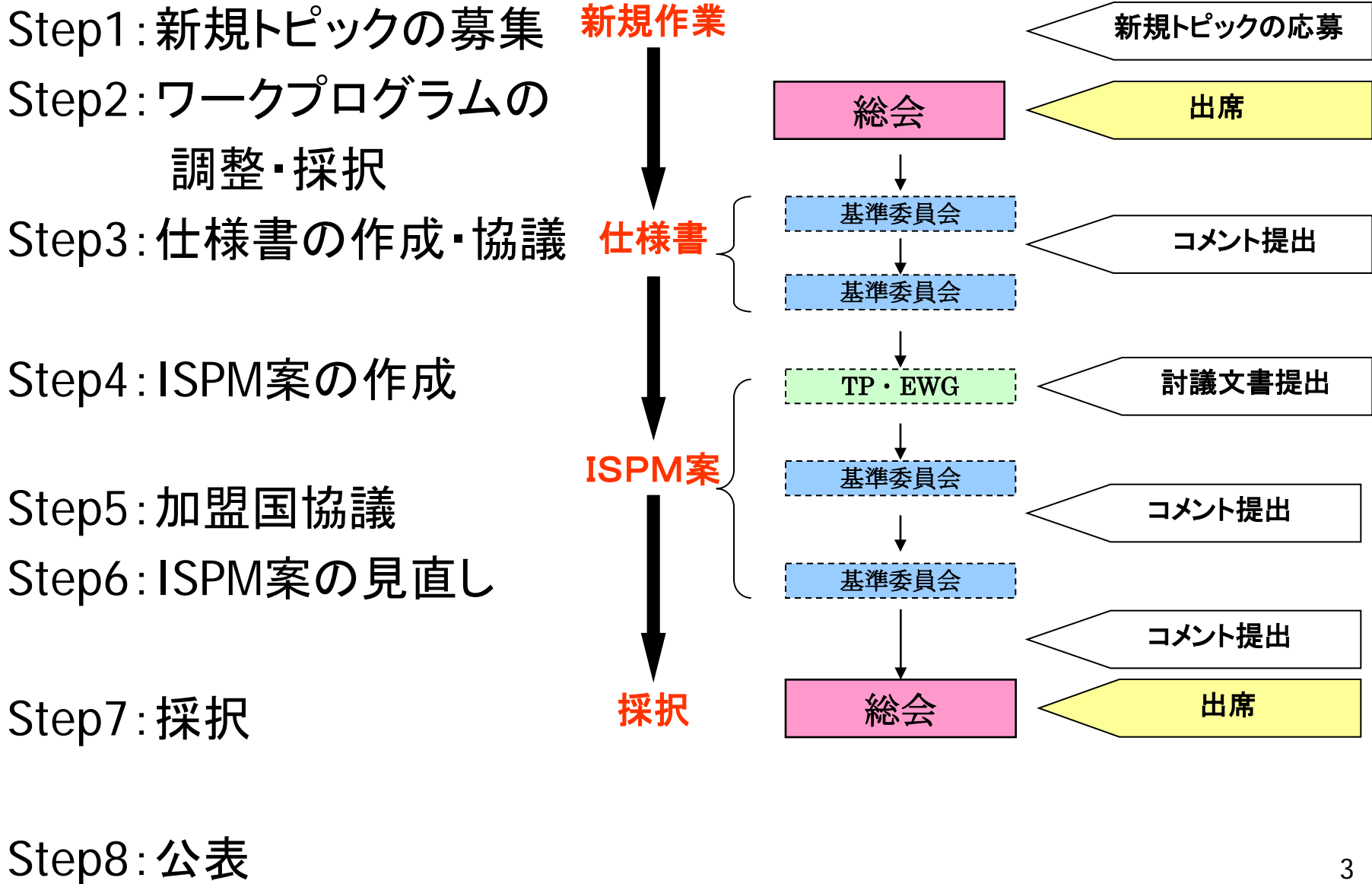


# 伝えたいこと

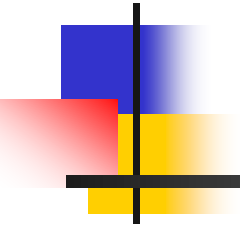
---

- 延長されたタイムスケジュール (Extended Time Schedule) と本年の総会 (CPM) に提出される ISPM 案
- CPM 勧告について

# ISPM策定手続



# 延長されたタイムスケジュール (Extended Time Schedule)





# Extended Time Schedule

---

- 基準委員会 (SC) によるコメント集約・検討期間を確保するため、**Step5加盟国協議の翌々年以降の総会 (CPM)** に提出承認を行う。  
(例: 09年夏に協議されたISPM案は、基本的に**CPM-6 (2011年) 以降**に提出される。)
- 但し、
  - ① 優先度が高い・加盟国コメントが取りまとめやすいと判断されたISPM案
  - ② スペシャル・プロセスによるISPM案は、翌年の**CPM**に提出される可能性あり。

# 本年の総会（CPM-5）に提出されるISPM案

- 国際貿易される無菌ばれいしょ増殖資材とミニチューバー
  - ミバエ類のトラッピング（ISPM No.26の付録）
  - 害虫に対する放射線照射（ISPM No.28の付属書）
  - 隔離検疫施設の設計と運営
  - ISPM No.5（植物検疫用語集）の改正
  - ミナミキイロアザミウマの診断プロトコル（ISPM No.27の付属書） = スペシャルプロセス
- 2008年  
加盟国協議
- 加盟国協議  
2007年、2009年
- 2009年  
加盟国協議

# 2009年に加盟国協議に付されたその他のISPM案の取り扱い

- ISPM No.7 (輸出証明システム)の改正
  - ISPM No.12(植物検疫証明書)の改正
- 本年5月の基準委員会で見直し予定
- ミバエ類に対するカンキツ類の低温処理 — TPPT及び基準委員会にて検討\*

\* 本年7月に我が国にて植物検疫処理に関する技術作業部会(TPPT)を開催。但し、技術的な要素が高いものに適用されるスペシャルプロセスにより検討する案件であるため、TPPT及び基準委員会は、電子メールによる検討も可能。 7

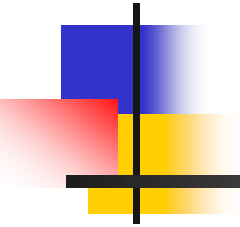
# ISPMワーク・プログラム (CPM-5採決予定)

			優先順位	策定プロセス
Step 2	新規トピックの採択	7	H:3、N:4	R:6、S:1
Step 3	仕様書作成中	11	H:4、N:7	R:11
Step 4	ISPM案作成中	59	H:15、N:44	R:21、S:38
Step 6	ISPM案見直し中	10	H:10	R:2、S:8
Step 7	ISPM案採決	10	H:7、N:3	R:9、S:1
	計	97	H:39、N:58	R:49、S:48

H: ハイ・プライオリティー  
N: ノーマル・プライオリティー  
R: レギュラー・プロセス  
S: スペシャル・プロセス



# CPM勧告について





# 植物検疫措置に関する委員会 (CPM=IPPC総会)の任務

---

- 国際基準 (ISPM) の採択
- 条約の実施に必要な勧告 (CPM勧告) の採択
- 国際基準策定手続き・紛争解決手続きの制定
- 補助機関の設置 等



# CPM勧告の検討経緯

---

- 2008年総会 (CPM-3)

CPMで合意される様々な事柄を「CPM勧告」として一定の様式で文書化することが提議

- 2009年総会 (CPM-4)

CPM勧告の「様式」及び「採択手順」が決定

- 2009年戦略計画・技術支援作業部会 (SPTA)

CPM勧告の「スコープ」について検討



# SPS協定上の国際基準

---

- WTO加盟国は、自国のSPS措置を決める場合、国際基準、指針、勧告がある場合には、これらに基づかなければならない。(SPS協定 3条の1)



- SPS協定上、国際基準、指針と勧告の間に取扱いの差はない。
- IPPCの個々の文書の規範性は、最終的にはWTOパネルにおいて判断される。

# 今次総会（CPM-5）におけるCPM 勧告の検討

- 本年の総会（CPM-5）において、以下の「CPM勧告」のスコープ案が示される。
  - ① 総会でなされる決定や合意であって、ISPMによって規定されていないもの。
  - ② 立案・採択手続きは、ISPMより柔軟。総会で適切な決議形態を検討。
  - ③ 植物検疫措置の設定に関して、締約国に具体的な要件を課さない。

# 今次会合における対応

## ■ ISPM

加盟国に植物検疫措置の要件を規定

→ 科学的根拠を検討

## ■ CPM勧告

ISPMで規定されるもの以外につき、合意・決定

→ 柔軟な手続き

区別が必要

CPM勧告がISPMの迂回として  
策定されないよう区別